

## 所有権解除書類の交付方法 《変更》 のお知らせ

この度弊社では、オートクレジットにおける所有権解除書類の交付方法を変更し、業務委託先である「登録管理ネットワーク株式会社」より所有権解除に必要な書類をお届けいたします。これに伴う変更内容を、下記のとおりお知らせ申し上げます。

### 記

#### ■ 変更予定日

2020年10月1日（木）

#### ■ 変更内容

##### 1. 発送方法

- ・「登録管理ネットワーク株式会社」より弊社書類をお届けいたします。

##### 2. 書類様式

- ・委任状、譲渡証明書、申請依頼書の様式が変更となります。  
※委任項目が記載され、登録・申請に制限がかかります。(P.3 ※1・※3 参照)  
※送付状や委任状に登録識別情報が記載されなくなります。(P.3 ※2 参照)

##### 3. 所有権解除書類発送後の使用者変更手続きについて

- ・書類発送時に登録識別情報を国土交通省へ電子的に提供するため、対象の登録車は使用者変更の手続きができなくなります。
- ・二契約にわたり弊社が所有権留保する場合、一度第三者名義へ移転登録をおこなっていただき、改めて弊社名義での所有権留保登録をお願いいたします。

所有権解除手続きに関する詳細は別紙をご参照ください。

《本件お問い合わせ先》

customercenter@premium-group.co.jp

以上

(別紙)

更新日：2022年4月15日

## ◆所有権解除お手続きの詳細

### ① 必要書類（ご用意いただく書類）

※ご送付いただいた書類はご返却できませんので、ご了承ください。

※返信用封筒や切手等を同封いただく必要はございません。指定の宅配便にて発送いたします。

- 1) 車検証のコピー
- 2) 委任状もしくは、《所有権解除依頼書※》
  - ・ご契約者様（ご使用者様）の自署捺印が必要です。
- 3) 印鑑証明書（発行から3か月以内のもの）または運転免許証のコピー
  - ・印鑑証明または運転免許証と車検証の住所・氏名が相違する場合、履歴がわかる書類が必要です。
  - ・住民票、運転免許証（表面・裏面）等を同封の上ご送付ください。
  - ・本籍地、個人番号（マイナンバー）の記載がないものをご準備ください。

※所有権解除依頼書は、弊社HPよりダウンロード可能です。

### ② 必要書類の送付先

以下宛先まで、①必要書類1)～3)をお送りください。

〒330-6033

埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2

明治安田生命さいたま新都心ビル 33階

プレミア株式会社 サービスセンター宛

### ③ 「登録管理ネットワーク株式会社」より所有権解除書類を送付

弊社にて必要書類を確認させていただいた後、業務委託先である「登録管理ネットワーク株式会社」より所有権解除に必要な書類をお送りいたします。


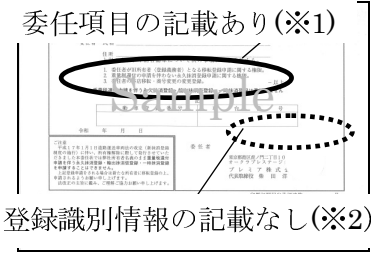
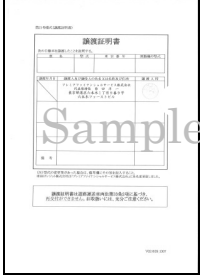
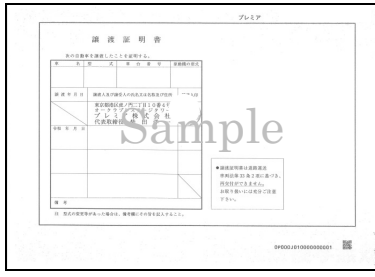
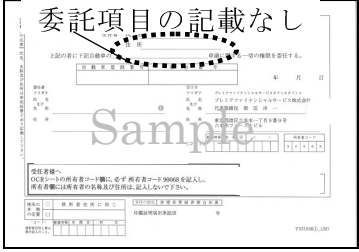

配送業者：佐川急便（宅配便 貴重品扱い）

お届けの目安

※輸送状況により到着が遅れる可能性がございます。到着日指定はできません。

発送の翌日	北陸・関東・東海・関西・中国
発送の翌々日	北海道・東北・四国・九州・沖縄

書類様式

		変更前	変更後
登録車	委任状	 <p>委任項目の記載なし</p> <p>登録識別情報の記載あり</p>	 <p>委任項目の記載あり(※1)</p> <p>登録識別情報の記載なし(※2)</p>
	譲渡証明書	 <p>A4 縦印刷</p>	 <p>A4 横印刷</p>
軽自動車	申請依頼書	 <p>委託項目の記載なし</p>	 <p>委託項目の記載あり(※3)</p>

(※1) 登録に関する委任項目

1. 委任者が旧所有者（登録義務者）となる移転登録申請に関する権限。
2. 重量税還付の申請を伴わない永久抹消登録申請に関する権限。
3. 委任者の本店移転・商号変更の変更登録。

重量税還付申請を伴う永久抹消登録・輸出抹消仮登録・一時抹消登録は委任しません

(※2) 書類発送時に電子的に提供いたします。そのため申請書への記入は不要です。

(※3) 申請に関する委託項目

1. 自動車検査証記入申請。
2. 重量税還付の申請を伴わない、解体の届出。  
重量税還付申請を伴う解体の届出は委託しません。

④ 受領した書類を名義変更（移転登録）申請にご使用ください。

管轄の運輸支局・自動車検査登録事務所/軽自動車検査協会にて、名義変更（移転登録）申請をおこなってください。

■所有権解除書類発行済車両のユーザー変更について

「登録管理ネットワーク株式会社」より所有権解除書類が交付された登録車は、登録識別情報を電子的に提供していますので、所有者情報の変更を伴う登録以外の申請ができなくなります。

二契約にわたり弊社が所有権留保する場合、一度第三者名義へ移転登録をおこなっていただき、改めて弊社名義での所有権留保手続きをお願いいたします。

